

◆北海道◆

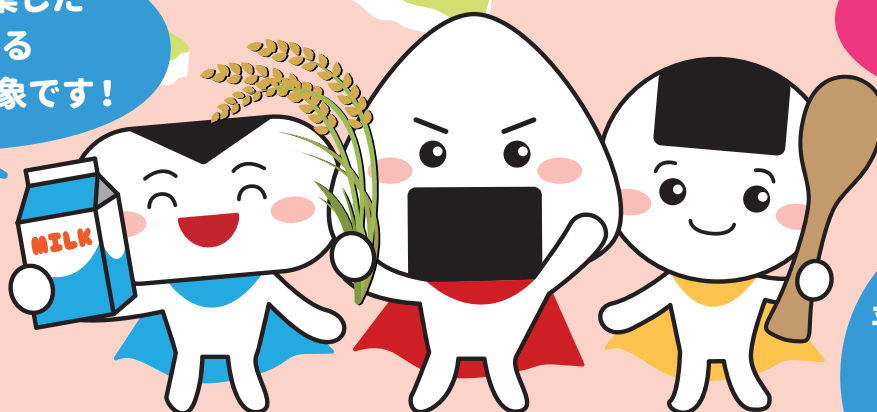
# お米・牛乳 子育て応援事業

第三弾

北海道は、**お米をはじめ**、食料費などの物価高の影響を受けている子育て世帯の支援や道産品の振興を図るため、  
下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

今春高校を卒業した  
お子様がいる  
世帯の皆様も対象です！

申請が必要  
です！



<対象児童>  
平成18(西暦2006)年  
4月2日から  
令和7(西暦2025)年  
6月1日までに  
お生まれのお子様

**支給品** 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり、1回限り

## △商品券

「おこめギフト券」又は「おこめ券」  
4,840円相当分(440円×11枚)と  
「牛乳贈答券」  
400円相当分(200円×2枚)  
**<5,240円相当分>**



※お届けまでに3～4週間程度(目安)を要する  
見込みです。

## □電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を購入  
できる電子クーポン  
**<5,240円相当分>**

※電子申請の方のみ申請可能



お急ぎの方は、電子クーポンでの  
申請をお勧めします。

## □北海道米(ななつぼし)

精米(5.5kg)又は  
無洗米(5.5kg)  
どちらか1つ

**<5,240円相当分  
(送料含む)>**



※イメージ

※お届けまでに3～4週間程度(目安)を  
要する見込みです。

お米価格の  
高騰を踏まえ、  
前回(第二弾)から  
お米券の割合を  
増やしました。

## 支給対象 及び 申請手続者

申請日において次のいずれかに該当

### 支給対象

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

### 申請手続者

- 対象児童と同居する保護者
- 対象児童又は道内在住の保護者
- 道内在住の保護者

※「世帯」とは、同居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者  
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

**申請期間** 令和7(西暦2025)年**4/4金9:00～6/30月**まで ※郵送の場合は当日消印有効

**通常申請方法** **電子申請** 又は **郵送申請**

●送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします。

対象児童がいる世帯で、第二弾の支給品を受給された世帯(住所変更のない世帯)には、  
ダイレクトメール(はがき又は封書)が届きますので、そちらからお申込みください。

※4月3日頃までにダイレクトメールが届かない時は、コールセンターまでお問い合わせください。

## ●申請方法

対象児童がいる世帯で、  
第二弾の支給品を受給された世帯 **簡易申請**

■第二弾で**電子申請**をされた方  
お手元に届いたDMハガキの二次元コード  
より申請してください。  
(くわしくはDMハガキに記載の内容をご確認ください)

■第二弾で**郵送申請**をされた方  
お手元に届いた封書に同封の申請書に記入を  
いただき、事務局へお送りください。  
(くわしくは申請書に記載の内容をご確認ください)  
注:上記いずれも、第二弾申請時から住所、家族構成に変更のある  
世帯は、右記の通常申請をお願いします。

**第二弾の支給品を受給していない世帯** **通常申請**

### 電子申請又は郵送申請

※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします

■電子申請…専用ホームページから申請してください。  
<https://hkd2025kosodate-ouen.jp>

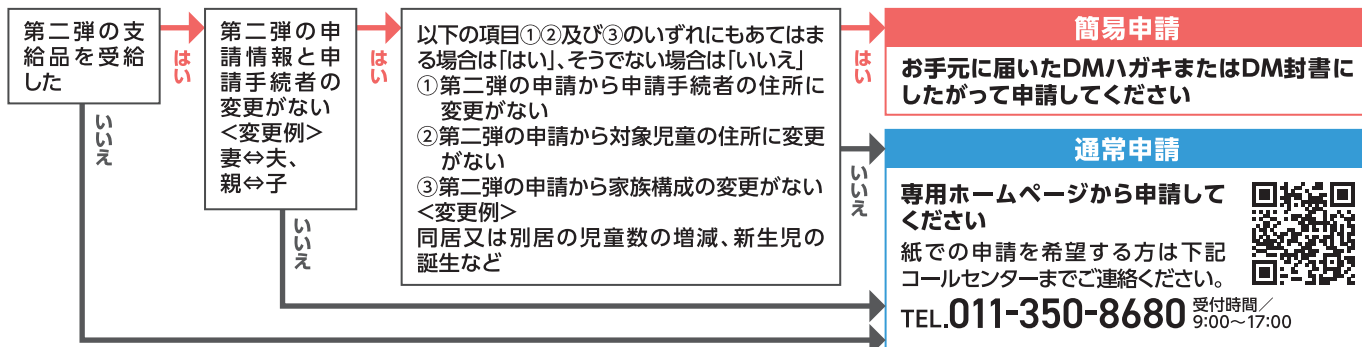
■郵送申請…以下の住所に簡易書留やレターパックなどで事務局  
へお送りください。

〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱39号「北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局」

※普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合がありますので、簡易書留  
や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受取確認がされるもの)で  
郵送してください。



### ■申請方法フローチャート



### ■提出書類(簡易申請の場合は不要)

- ①申請書 ②本人確認書類 申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写し  
●住民票 ●マイナンバーカード(表面のみ) ●運転免許証(表裏) ●母子健康手帳(表紙と住所が記載された頁)  
●健康保険証(住所が裏面に記載されている場合は裏表) 等

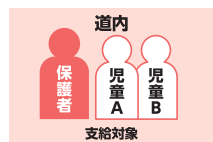
※母子健康手帳を対象児童の本人確認書類とする場合は**新生児など母子健康手帳以外に本人確認書類が用意できない場合**に限ります

※審査の過程で確認が必要となった場合は、別途追加書類を求める場合があります ※健康保険証等を本人確認書類にする場合は、保険者番号などをマスキングしていただく必要があります

### ■支給対象

申請日において右記のいずれかに該当

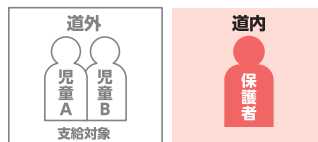
1.道内で対象児童と同居している世帯



2.道内で対象児童だけで構成する世帯



3.保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯



### ■家族構成による支給事例

| 世帯パターン                              | 申請手続者     | 支給数 | 備考                                                        |
|-------------------------------------|-----------|-----|-----------------------------------------------------------|
| ① 道内で同居児童が<br>                      | 保護者       | 1   | 児童が何人いても1世帯あたりの支給数は1つ。                                    |
| ② 道内で別居児童が<br>ア.同居児童はなし、別居児童がいる<br> | 児童        | 1   | 保護者と児童のみの2世帯があるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯のみを別居児童が保護者に支給される。 |
|                                     | 又は<br>保護者 | 1   |                                                           |
| イ.児童がそれぞれ別居している場合<br>               | 児童A       | 1   |                                                           |
|                                     | 児童B       | 1   |                                                           |
|                                     | 又は<br>保護者 | 2   |                                                           |
| ウ.同居児童と別居児童がいる<br>                  | 保護者       | 1   | 「保護者と児童A」と「児童B」の2世帯を対象に、保護者と児童Bにそれぞれ1つずつ、保護者に2つ支給される。     |
|                                     | 児童B       | 1   |                                                           |
|                                     | 又は<br>保護者 | 2   |                                                           |
| ③ 保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯<br>   | 児童B       | 1   | 道内に在住の児童は各1別居                                             |
|                                     | 児童C       | 1   |                                                           |
| ④ 保護者が道外に別居<br>                     | 保護者       | 1   | 児童が道外で別居<br>支給品の送付先は道内に限るため、道外別居児童世帯分が道内に在居の保護者に1つ支給される。  |

## ●注意事項

- 支給品(電子クーポンを除く)は原則申請手続者の住所へ送付いたします。
- 申請期限を過ぎたものはいかなる理由でも受け付けることができませんのでご注意ください。
- 支給決定後に、偽りその他の不正な手段により支給を受けたことや支給品を他人に交換・売却し利益を得たことなどが判明した場合は、支給決定を取り消し、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還していただきます。
- 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなします。
- 申請が重複した場合は、原則として先に申請があった申請手続者に支給します。子育て世帯を応援するという事業の趣旨を踏まえ、受け取った支給品は、対象児童のためにご活用いただきますようご協力ください。

【お問い合わせ先】  
北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局  
コールセンター

**TEL.011-350-8680**

受付時間／9:00～17:00

くわしくはホームページをご確認ください

<https://hkd2025kosodate-ouen.jp>